

週休2日制度を活用する工事に係る事務取扱要領

1 目的

建設業界では、将来の担い手確保が重要な課題となっており、工事現場における労働環境の改善が求められている。より多くの建設会社が必要性を認識し、休日を拡大する雰囲気醸成していくことが重要となる。本要領では、週休2日についての達成状況に応じた、工事成績の評定等を行うことで、無理なく週休2日を導入することを目的とする。

2 対象工事

原則として、たつの市発注の土木工事を対象とする。

3 対象外工事

- (1) 「たつの市工事成績評定実施要領」において工事成績評定の対象外となる単価契約による工事、点検・清掃・除草等の作業、災害に伴う緊急工事及び応急工事
- (2) 施工期間・施工時間に制約がある工事
- (3) 現地作業が1週間に満たない工事
- (4) 災害復旧工事や終日通行規制等で、特に早期復旧、早期開通を必要とする工事

4 実施方法

- (1) 入札段階（特記仕様書）で週休2日制度の対象であることを明記する。
- (2) 受注者は契約後、現場稼働中の工期（工事着手（現場測量等）前、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後の期間を除く。）の全ての土曜・日曜を現場閉所（以下「現場閉所」という。）する、週休2日を反映した施工計画書を提出する。ただし、現場の特性により現場閉所が困難な場合は、可能な範囲で現場閉所を考慮した施工計画書を提出する。
- (3) 発注者は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。
- (4) 受注者は下請け企業に対し、週休2日の取組に当たり、必要な事項について協力を求める。

5 工事成績評定

現場閉所の週休2日（完全週休2日（土日）または月単位の週休2日）を達成した場合に評価する。（（考査項目別運用表：監督員・総括監督員の工程管理欄にて評価））

6 週休2日の達成要件

- (1) 完全週休2日（土日）は、対象期間の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態とする。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

- (2) 月単位の週休2日は、対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合が、28.5%（8日／28日）以上の現場閉所を行ったと認められる状態とする。ただし、暦上の土日の現場閉所で28.5%に満たない月はその月の土日の合計日数以上の現場閉所を行っていれば達成しているものとみなす。
- (3) 悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1か月当たり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日（土日）の場合には同一の週で振り替えること。

7 労務費等の補正

- (1) 補正対象工事は、港湾工事、土地改良工事、治山林道工事とする。
- (2) 当初予定価格に完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を諸経費体系別に乗じるものとする。なお、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）に満たないものは、月単位の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更する。

月単位の週休2日に満たないものは、完全週休2日（土日）の補正係数を除し、請負代金額を減額変更する。

経費等の補正については、「週休2日制（土日現場閉所及び交替制）の経費補正における積算要領」により計上する。（積算基準の運用（積算参考資料I）・治山林道必携 参照）

要領は適宜改定されるため、適用に当たっては、常に最新のものを参照すること。

8 確認方法等

- (1) 工事現場の現場閉所は受注者から提出のある工事履行報告書により確認する。
- (2) 土曜や日曜に現場作業をしていなければ、現場閉所としてカウントする。
- (3) 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所日に他の現場に従事することを制限しない。（日給の作業員の月収が減少する問題があるため。）
- (4) 現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が現場閉所日に書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。ただし、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。

9 工事看板

週休2日制度対象工事の受注者は、週休2日制度対象工事であることを、工事看板に明記すること。（別紙1参照）

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年6月11日から施行する。

週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例

